

報第1号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| 事故発生年月日      | 事故発生場所              | 損害賠償額    | 被害者住所氏名 | 備 考                    |
|--------------|---------------------|----------|---------|------------------------|
| 令和4年<br>2月3日 | 和歌山市新生町5番<br>37号先路上 | 252,000円 |         | 公用車の接触による物損事故に対する損害賠償金 |
|              |                     | 69,199円  |         | 公用車の接触による人身事故に対する損害賠償金 |

報第2号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| 事故発生年月日       | 事故発生場所         | 損害賠償額   | 被害者住所氏名 | 備考               |
|---------------|----------------|---------|---------|------------------|
| 令和4年<br>5月25日 | 和歌山市友田町5丁目18番地 | 77,000円 |         | 公用車の物損事故による損害賠償金 |

報第3号

市長専決処分事項の報告について

その目的の価額が300万円以下の金銭債権に係る訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| 専決年月日        | 相手方住所氏名 | 請求の要旨   | 請求の原因                         |
|--------------|---------|---|-------------------------------|
| 令和4年<br>7月7日 |         | 母子父子寡婦福祉資金貸付金未納額1,170,000円及び当該未納額に対する違約金の支払請求 | 相手方は、債務の返済をしないため。             |
|              |         | 母子父子寡婦福祉資金貸付金未納額1,170,000円及び当該未納額に対する違約金の支払請求 | 相手方は、上記の連帯借主であるが、債務の返済をしないため。 |

なお、上記の者から未納額を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。